

富山県告示第450号

市街地再開発組合の事業計画の変更の認可について

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第2項において準用する同法第17条の規定により、次のとおり中央通りD北地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同法第38条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により公告する。

令和5年12月22日

富山県知事 新 田 八 朗

1 組合の名称

中央通りD北地区市街地再開発組合

2 事業施行期間

設立認可公告の日から令和9年9月30日まで

3 施行地区

富山市中央通り一丁目及び常盤町の各一部

ただし、別紙図面表示のとおり

4 事務所の所在地

富山市常盤町10番3号

5 設立認可の年月日

令和3年3月8日

6 事業計画の変更の認可の年月日

令和5年12月15日

（「別紙図面」は省略し、富山県土木部建築住宅課に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第451号

新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧について

高岡市土地改良区から申請のあった立野2期地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、令和5年12月15日適当と決定したので、同条第6項の規

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和5年12月22日

富山県知事 新 田 八 朗

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

富山県税務電算システムに係るサービス導入及びサービス提供業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県経営管理部税務課 富山市新総曲輪1番7号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和5年12月13日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社NTTデータ

東京都江東区豊洲三丁目3番3号

5 随意契約に係る契約金額

1,386,308,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に掲げる場合に該当するため